

認定制度とは

平成27年度より、子ども・子育て支援新制度のスタートに伴い、保育所等利用のための認定申請が必要となりました。

認定は、子どもの年齢や希望により3つの区分に分けられ、保育所等の利用先が決まります。

	1号認定	2号認定	3号認定
内容	教育標準時間(4時間の幼児教育時間)認定	満3歳以上・保育認定	満3歳未満・保育認定
対象	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合	お子さんが満3歳以上で、入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合	お子さんが満3歳未満で、入所要件に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用先	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園	保育所、認定こども園、地域型保育

また、2号認定と3号認定については、保育が必要な時間(就労時間)により、保育標準時間と保育短時間の2つの区分に分けられます。

1. 保育標準時間 ・ ・ 就業時間：月120時間以上  
保育所等利用可能時間：保育所開所時間(8時～18時)
2. 保育短時間 ・ ・ 就業時間：月64時間以上120時間未満  
保育所等利用可能時間：8時間(8時～16時)

※ 保育短時間認定された場合でも、16時～18時の延長保育を利用できる場合がありますので、各保育所等へご相談ください。

※ 私立保育園、認定こども園、地域型保育所の利用時間は各施設で異なります。

認定申請に係る書類は、保育所等でお受け取り頂き、保育所等の申込と同時に行うこととなります。

保育所とは

家族(父母や祖父母など)の皆さんが働いていたり、病気だったり、病人の看護にあたっているなどいろいろな事情のために、お子さんの面倒をみることができないような状況にあるとき、保護者の委託を受けてお子さんを保育する通所型の児童福祉施設です。

認定こども園とは

教育と保育を一体的に行う(保育所と幼稚園の両方の機能を持っている)児童福祉施設です。

保育を希望する場合は、保育所入所と同様の入所要件となり、保育を希望しない場合は、家族が働いている・いないに関わらず、入園が可能です。

地域型保育所とは

保育を希望するお子さんで、主に0歳から2歳までを対象とし少人数で保育する施設です。

## 入所できる児童（保育を希望する場合のみ）

次の各要件に該当する児童です。

1. 南あわじ市に住民登録され、世帯を有する家庭の児童
2. 児童の保護者（両親等）が次のいずれかの事情にあり、保育の必要性があると認められる場合  
1ヶ月64時間以上、家庭で児童の保育ができないことが最低条件となります。

### 保育の実施を必要とする理由

- (1) 【就 労】 保護者等が昼間に労働することを常態としている場合
- (2) 【母親の出産等】 母が妊娠中であるかまたは出産後間がない場合
- (3) 【疾病・障害等】 保護者等が疾病、負傷、または精神や身体に障害があるため、児童を保育できない場合
- (4) 【病人の看護等】 保護者等が長期にわたり疾病や心身に障害のある同居の親族を常に介護しているため、児童を保育できない場合
- (5) 【家庭の災害】 震災、風水害等、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- (6) 【求 職 活 動】 保護者等が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、児童を保育できない場合
- (7) 【就 学】 保護者等が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、児童を保育できない場合
- (8) 【虐 待 ・ DV】 児童虐待やDVのおそれがあるため、児童を保育できない場合
- (9) 【育児休業取得】 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要と認められる場合
- (10) 【特例・その他】 市長が認める前各号に類する状態にある場合

※ 入所基準に該当し、かつ児童に心身の障がいがあると思われる場合、受入体制等を考慮する必要がありますので、申請時あるいは面接時に必ずお申し出ください。